

## 八雲町自治基本条例町民意見公募手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八雲町自治基本条例(以下「条例」という。)の制定過程における町民参加の機会を確保するため、町民意見公募手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民意見公募手続 条例を制定する過程において、その案を広く公表して町民から意見の提出を受け、当該意見に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 町民 町内に住所を有する者、町内で働く者、学ぶ者及び事業活動その他の活動を営む者若しくは団体をいう。

(周知の方法)

第3条 町長は、町民意見公募手続を実施しようとするときは、次の事項を町の広報紙及び町のホームページへ掲載し、町民へ周知するものとする。

- (1) 意見の提出場所
- (2) 意見の提出方法
- (3) 意見の提出期限
- (4) その他意見の提出に必要な事項

(条例の案の公表方法)

第4条 条例の案の公表は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 町の広報紙への掲載
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) 町長が指定する場所での閲覧
- (4) その他町長が必要と認める方法

(意見の提出)

第5条 町民は、この要綱の定めるところにより、公表された条例の案に対する意見を提出することができる。

2 町長は、条例の案を公表した日から原則として30日以上の期間を設けて、意見を受け付けるものとする。

(意見の提出方法)

第6条 意見の提出方法は、町長の指定した場所への書面提出、郵送、ファクシミリ、電子メール、その他適当と認める方法によるものとする。

2 意見を提出しようとする者は、住所、氏名(法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名)及び連絡先を明記しなければならない。

(提出された意見の取扱い)

第7条 町長は、前条の規定により提出された意見を総合的に検討するものとする。

2 町長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。ただし、八雲町情報公開条例(平成17年八雲町条例第10号)により公開することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見の検討結果及びその理由

3 前項の規定による公表については、第4条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 町民意見公募手続の庶務は、企画振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

2 この要綱は、八雲町自治基本条例を制定した日に、その効力を失う。